

**〔長久手市行政評価票：平成 23 年度業務〕**

担当課・係名		消防本部総務課 予防係【問合せ・質問等の先（電話・内線番号） 62-1152】						
第5次総合計画掲載		基本方針（3人がいきいきとつながるまち） 基本施策（3-10 住民を守る消防・救急サービスを充実する）						
業務の名称		住宅用火災警報器普及啓発業務						
(1) 根拠法令・条例		消防法、火災予防条例						
(2)業務期間		開始した年度	平成17年度	終了（予定）年度	— 年度			
(3)業務概要	平成16年6月2日に公布された消防法の一部改正により、消防法第9条の2において、住宅の関係者は住宅に住宅用火災機器を設置・維持することが義務付けられました。これを受け火災予防条例の一部を改正し、住宅用火災警報器の普及啓発を行っている。			国・県・民間と類似した事業、他市町の実施の状況  消防機関、消防関係団体				
(4)業務の目的と指標	①対象（誰、何を対象としているか）		対象指標		状態を表す指標		単位	
	住宅の所有者、管理者又は占有者 （住宅の用に供される防火対象物）				ア	世帯数（4月1日現在）	世帯	
					イ			
	②手段（どのような事業で）※実施した活動		活動指標					
	広報活動の実施 ・街頭広報活動の実施 3事業 5/28 東海三県消防本部設置推進広報活動（アピタ長久手店） 11/16 普及啓発活動（町民まつり） 3/1 街頭広報活動（アピタ長久手店） ・危険物安全協会、女性消防クラブ ・キャラバン隊の受入 8事業 12/7-9 市内6保育園 1/23 自然幼稚園 1/8 消防出初式 ・広報ながくて掲載 3回（4,6,11月号） ・共同住宅等へ通知 2回（11,3月）				ア	街頭広報活動事業におけるチラシ配布数	枚	
					イ	キャラバン事業の観劇者数	人	
					ウ	広報誌延配布世帯数	世帯	
	③意図（対象をどのような状態にしたいか）		成果指標					
	住宅用火災警報器を全住宅へ設置されることにより、住宅火災による被害（死者）を低減させる。				ア	設置済み住宅／全住宅数	%	
					イ			
④成果指標設定の理由		「住宅用火災警報器設置推進基本方針」（平成20年12月17日住宅用火災警報器設置推進会議決定）に基づく調査（アンケート）を行い、住宅用火災警報器の普及状況を定期的に把握する。						
(5)指標の推移			単位	目標値	21年度	22年度	23年度	24年度(計画)
	①対象指標	ア	世帯		19,329	19,618	19,770	
		イ						
		ウ						
	②活動指標	ア	人	2,000	1,301	1,607	1,700	1,800
		イ	人	1,000	806	1,102	1,287	1,000
		ウ	世帯	92,000	69,000	115,000	69,000	92,000
		エ	対象物	1,352	1,812	1,800	815	1,352
	③成果指標	ア	%	100	69.3	81.6	77.0	82.0
		イ						
ウ								
(6)事業費の推移	事業費		千円		0	0	21	0
	うち	国費	千円		0	0	0	0
		県費	千円		0	0	0	0
		一般財源	千円		0	0	21	0
		受益者負担	千円		0	0	0	0
	延職員数(臨職)		人		0	0	0.25	0.25

(7)遂行上の問題点、取組課題（箇条書きで簡潔に記載）				
住宅用火災警報器の設置義務化から概ね4年が経過している中で、その設置率の向上が鈍化し、これまでの啓発方法では設置が進まない状況にある。				
(8)評価	必要性	A	法律で住宅用火災警報器の設置が義務付けされている。	総合評価
	有効性	C	類似施策（火災広報業務）が存在している。	C
	効率性	A	対象が広範囲であるため、ある程度の絞り込みが必要である。	
(9)今後の改善の方針	<p>(何を) 住宅用火災警報器の設置状況</p> <p>(いつまでに) 平成25年度</p> <p>(どのような方法で) 啓発方法を見直し、新たな手法を定め平成26年度より実施する。</p>			

行政評価チェックリスト

必要性	市が関与することは妥当か		該当		
	①	法律で実施が義務づけられている事業	<input checked="" type="checkbox"/>		
	②	受益の範囲が不特定多数の住民に及び、財・サービスの対価の徴収ができない事業	<input type="checkbox"/>		
	③	住民が社会生活を営むうえで必要な生活環境水準の確保を目的とした事業	<input type="checkbox"/>		
	④	住民の生命、財産、権利を擁護し、あるいは住民の不安を解消するために、必要な規制、監視指導、情報提供、相談などを目的とした事業	<input type="checkbox"/>		
	⑤	個人の力だけでは対処し得ない社会的・経済的弱者を対象に、生活の安定を支援し、あるいは生活の安全網（セーフティ・ネット）を整備することを目的とした事業	<input type="checkbox"/>		
	⑥	住民にとっての必要性は高いが、多額の投資が必要、あるいは事業リスクや不確実性が存在するため、民間だけではその全てを負担しきれず、これを補完する事業	<input type="checkbox"/>		
	⑦	民間のサービスだけでは市域全体にとって望ましい質、量のサービスの確保ができないため、これを補完・先導する事業	<input type="checkbox"/>		
	⑧	市の個性、特色、魅力を継承・発展・創造し、あるいは国内外へ情報発信することを目的とした事業	<input type="checkbox"/>		
	⑨	特定の住民や団体を対象としたサービスであって、サービスの提供を通じて、対象者以外の第三者にも受益がおよぶ事業	<input type="checkbox"/>		
	⑩	内部管理事務	<input type="checkbox"/>		
	事業内容は適切か		関連項目	該当	
	⑪	事業開始時の目的を概ね達成するなど、実施意義が低下している。 (長年実施している事業、対象数が減少している事業)	(2)、(5)①	<input type="checkbox"/>	
	⑫	社会情勢の変化など時の経過とともに事業開始時の目的が変化し実施意義が低下している。 (目的の設定が現状にあっていない)	(4)	<input type="checkbox"/>	
	⑬	対象者、利用者の減少など住民ニーズの低下傾向がみられる。 (事業実績が前年と比べ低下している事業)	(5)②	<input type="checkbox"/>	
	⑭	住民ニーズを上回るサービス提供となっている。 (当初計画・予算などと比較して実績等が少ない事業)	(5)②	<input type="checkbox"/>	
	⑮	国や他市町と比較してサービス対象や水準を見直す余地がある。 (他市町で廃止された、他市町と比べ供給量が大きい事業)	(3)	<input type="checkbox"/>	
有効性	重複した事業が実施されていないか		該当		
	①	施策の中で類似・重複した事務事業が存在する。	<input checked="" type="checkbox"/>		
	②	国や県のサービスと重複している	<input type="checkbox"/>		
	③	民間のサービスと重複している	<input type="checkbox"/>		
		事業の成果はあがっているか		関連項目	該当
	④	施策の目的達成のため、事業内容が必ずしも適切とはいえない。 (成果実績向上につながる事業方法が他にない)	(4)、(5)	<input type="checkbox"/>	
	⑤	市の施策への貢献度が高いとはいえない。 (目標設定が適切でない、成果実績と目標が大きく乖離している)	(5)	<input type="checkbox"/>	
⑥	事業を継続しても成果の向上が期待できない。 (成果指標の実績が前年から向上していない事業)	(5)③	<input type="checkbox"/>		
⑦	厳しい財政状況の中、実施する緊急性が認められない。	(4)	<input type="checkbox"/>		
効率性	実施主体は適切か		該当		
	①	民間事業者、NPO法人、住民団体等を活用しても市民サービスが低下しない。	<input type="checkbox"/>		
	②	民間事業者、NPO法人、住民団体等を活用するとコストの低減が期待できる。	<input type="checkbox"/>		
	③	民間事業者、NPO法人、住民団体等が持つノウハウ等を活用できる。	<input type="checkbox"/>		
		コスト改善の余地はあるか		関連項目	該当
	④	人件費の見直しにより、コストを下げる余地がある。 (臨時職員の活用などで人件費を下げられる)	(6)	<input type="checkbox"/>	
	⑤	業務内容の見直しにより、コストを下げる余地がある。 (業務内容、委託内容の精査により業務量削減がはかれる)	(3)、(6)	<input type="checkbox"/>	
⑥	事務改善によりコストを下げる余地がある。 (作業の簡素化などにより時間や無駄を省ける)	(3)、(6)	<input type="checkbox"/>		
⑦	受益者負担に改善の余地がある。 (受益者負担＝受益者が負担すべき費用となっていない)	(6)	<input type="checkbox"/>		